

## 【資料 2】

# 業務委託仕様書

## 1 業務委託の名称

秋田とつながる二地域居住促進事業業務委託

## 2 業務の目的

本県における二地域居住者のニーズや本県の強み・弱みに関する客観的データの不足を解消するため、移動費補助をインセンティブとしたモニター調査を通じたデータ収集・分析を行う。また、その調査結果を市町村にフィードバックし、市町村による二地域居住促進に向けた特定居住促進計画の策定や効果的な受入環境の構築を支援することで、本県への新たな二地域居住者の創出と定着を目指す。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 4 業務の内容

業務内容は、次の(1)～(4)のとおりとする。

### (1) 受入促進メニューの具体化に向けたモニター調査の実施について

受託者は、秋田県内での二地域居住を促進・実証するため、首都圏在住者等を中心に二地域居住希望者（以下、モニターとする。）を募集し、次の①～⑦の取組を実施すること。なお、モニターの受入先は県内6市町村を想定し、県と協議の上で決定する。その際、6市町村の選定においては、県北、県央、県南のエリアごとから選定すること。

#### ① 各種プロモーション及びモニターの募集

受託者は、首都圏在住者等をターゲットに、SNS広告や専用サイト等を用いてモニター募集の広報を実施すること。

#### ② 首都圏等でのキックオフイベント・交流会の開催

モニター参加者や二地域居住に関心のある層を対象に、秋田県の二地域居住に関する情報提供や参加者同士・地域とのつながりを生むきっかけづくりとなるイベントを開催すること。首都圏等で開催される二地域居住に関するイベント等での周知を行うこと。

#### ③ 受入市町村が実施するプログラムの磨き上げ

受託者は、受入市町村内でモニターが実施する現地プログラムについて、その内容等に対して助言及びサポートを実施すること。

#### ④ パッケージ型サポートの提供

モニターに対し、受入市町村が用意するプログラム（お試し居住施設やコワーキングスペースの利用、地域イベントへの参加等）と連携し、仕事、住まい、地域コミュニティに関する情報をパッケージとして提供すること。

#### ⑤ 経済的負担軽減策（移動費補助）の運用

モニターに対し、航空機の運賃について一定額の補助をする制度の運用管理を行うこと。負担軽減策については、往路・復路双方への補助とすること。なお、補助額については、金額を明確にし、県及び受入市町村と別途協議の上で決定する。

#### ⑥ 受入れ認定について

モニターの申し込みについては、都度、受託者より申し込み情報を共有し、県や受

入市町村の申し込み選定を行った上で受入れを実施すること。

⑦ アンケート及び聞き取り調査への協力

県や受入市町村が用意する質問項目に基づき、モニターに対してアンケートを実施すること。また、県が実施するモニターに対する聞き取り調査に協力すること。

(2) 二地域居住促進プロジェクト会議の開催

受託者は、市町村の二地域居住者受入体制の整備・強化を図るため、市町村職員や関係団体等を対象としたプロジェクト会議を企画・開催すること。

① 事例紹介や特定居住促進計画策定に関する説明の実施

会議において、二地域居住に関する先進事例（実践者のリアルな声や民間事業者の取組等）の紹介や、国土交通省による特定居住促進計画の策定に関する説明等のプログラムを設けること。

② 上記（1）のモニター調査で得られた結果や分析データを市町村にフィードバックし、市町村独自の事業立案や計画策定を促すこと。

③ プロジェクト会議の開催に当たっての参集範囲を協議のうえ、県と協力して実施すること。

(3) 共通業務等

① 広告等にかかる予算

(1) ①等の広告予算については、最大で合計2,500,000円（税込）とし、最も効果的な媒体や配信手段を提案、実施すること。

② モニター等に対する対応

本事業におけるモニター参加者、イベント参加者等からの各種問い合わせ対応、申し込み受付、案内連絡、移動費補助の手続き及び実施中のトラブル対応等に係る窓口業務については、県及び受入市町村と連携しながら受託者が主体的に担うこと。

③ アンケート結果の共有

受託者は、本事業内で実施したアンケート調査等で得られた結果及び参加者の行動データ等については、個人情報取り扱いに十分配慮した上で、県、受入市町村及び県が指定する関係機関（国やプロジェクト会議参画団体等）へ提供・共有することに応じること。

④ 実施内容等の協議

モニターの選定方法、イベントの日時・場所、調査の項目や実施内容等については、受入市町村と十分に調整し、実施の都度、県と協議の上で決定すること。

(4) 成果品

① この事業の成果品として、事業報告書1部及び関係データを提出すること。

② 事業報告書には、(1)～(3)の実施状況やアンケート結果等のほか、実施後明らかになった課題を記載すること。

③ 事業報告書の関係データはクラウド等を通じて提出すること。

④ 実施したイベントについては、写真等を撮影して提出すること。

## 5 契約に関する条件等

(1) 再委託等について

① 受託者は、この業務の全てを第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

② 受託者は、この業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、体系図及び工程表を事前に書面で提出し、県の承認を得ること。

③ 受託者は、再委託する場合には、秋田県内に主たる営業所を有するものの中から再委託先の相手方を選定するよう努めること。

(2) 業務の履行に関する措置

① 県は、業務（再委託した場合を含む。（以下同じ））の履行について、著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面を求め、必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。

② 受託者は、要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県に書面で提出するものとする。

(3) 権利の帰属等

成果品の著作権は、県に帰属するものとし、県は自由に二次使用（印刷物の制作、WEBサイトへの掲載等）できるものとする。

(4) 機密の保持

受託者は、この業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいについて善良な管理者の注意をもってその情報を管理・保持するものとする。また、契約終了後も同様とする。

(5) 関係法令の遵守

受託者は、この業務を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。

(6) この仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上、定めるものとする。